

速報第3733号 R5.11.15発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	5年 決算特別委員会 11月14日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問	答 弁		担 当 課	
<p>一 生理用品の設置等について 性別を問わずですね、性に対する正しい知識というのは、自分の身体を守り、それだけではなく、愛おしむことにもつながります。</p> <p>(一) 生理用品の設置状況について はじめに、生理用品の設置等についてうかがいます。2022年度は、生理の貧困対策について私も議論いたしまして、道教委は2022年度に生理用品の設置モデル事業を行いました。その後、各道立学校に一気に設置が進みました。一部特別支援学校では設置が困難な事情があると聞きますけれども、2023年9月末時点での設置状況をお示しください。</p> <p>(二) 設置に関する感想・要望等について 生徒さん達から本当に喜ばれています。これほど喜ばれていることはないと思うくらいです。生徒や職員からどのような感想や要望が出ているでしょうか。またトラブルが生じたりはしていないでしょうか。</p> <p>(意見) 現場の理解と協力には本当に感謝したいと思っています。</p> <p>(三) 市町村立学校の取組状況について 市町村立の小中学校等でも設置が進んでいますけれども、設置状況はどうなっているのでしょうか。</p> <p>(意見) 今後も、増加が見込まれるというふうに思います。</p> <p>(四) 予算措置について 生理用品の購入には学校運営費があてられております。道教委は予算不足は生じないとしてきましたけれども、2022年度及び2023年度の予算内で不足は生じていないのか。今後、使用数や種類が増えたとしても予算不足が生じることがないようにですね、各学校の使用状況に応じて予算措置すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(五) 発達過程に応じた成長と性に関する教育について これまで申し上げてきたんですけれども、単に生理用品の設置にとどまらずに、生理が人権だということを認識して、児童生徒の発達過程に応じた教育的対応が求められると考えております。道教委は、生理用品設置に伴って、性に関する教育、相談に何か取り組んできたのでしょうか。生理用品の設置を機会に、気軽に性について相談をしたり、性に関する正しい知識を話し合える機会をとらえて、教育現場の取組を発展させていくことも必要ではないかと考えますけれど、いかがでしょうか。</p>	<p>(健康・体育課長) 生理用品の設置状況についてでございますが、トイレへの生理用品の配置は、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環であるとの考えのもと、本年度から、道立学校のトイレに、生理用品を配置することといたしました。本年9月末現在で、道立高等学校190校では100%、道立特別支援学校66校のうち62校、93.9%が、それぞれ設置済みとなっております。</p> <p>なお、特別支援学校4校において未設置となっておりますが、これらの学校では、障がいの状態により、児童生徒が自ら生理用品を使用することが困難であるため、養護教諭や学級担任が、保健室等に配置している生理用品を、個々の状況に応じて利用の支援をしているところでございます。</p> <p>(健康・体育課長) 生徒の感想等についてでございますが、生理用品のトイレへの設置により、学校からは、誰でも気軽に使用でき、救われている児童生徒が多いと感じている、学校生活を安心して送ることにつながっている、などの意見が届いております。</p> <p>また、特段のトラブルは承知してございませんが、教職員による補充作業が発生した実態はございます。</p> <p>(健康・体育課長) 市町村立学校の設置状況についてでございますが、内閣府男女共同参画局の調査によりますと、令和4年7月時点で、道内11の市町において、生理用品のトイレ等への配置を実施又は実施予定となっております。令和3年度と比較して、4自治体の増加となっております。</p> <p>(健康・体育課長) 予算措置についてでございますが、道教委では、学校教育や児童生徒に直接影響のある経費について、各年度の諸課題に応じ、必要な予算の確保に努めており、学校運営費も同様の考えで対応してございます。</p> <p>生理用品の配置に係る予算につきましても、こうした考え方を基本としながら、各学校における使用状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>(指導担当局長) 性に関する指導についてであります。各学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の性に関する正しい理解と、適切に行動することができる態度などを育成するため、保健体育科の授業や特別活動において、身体の発育や発達について理解を深める指導を行っております。</p> <p>今回の道立学校におけるトイレへの生理用品の配置は、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環として実施したものであり、モデル校からは、保健体育の授業において、生理の貧困について取り上げたことで、男子生徒の理解も深まったなどの感想も寄せられており、この事業を契機に、各学校において、性に関する指導の充実が図られるよう、教員研修等の場を活用するなどして、理解の促進に努めてまいります。</p>	<p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p> <p>健康・体育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(六) 性暴力被害対策としての性に関する教育について</p> <p>一方で、知識が未熟な子どもが性暴力の対象とされる痛ましい事件が相次いでおりまして、先日も、札幌の小学生が被害に遭うと報道されたばかりですが、性暴力だと認識できる力というのは被害防止対策としても非常に重要であります。</p> <p>道教委は、これまでの取組で十分とお考えなのか。どのように発展させていこうと考えているのかお伺いします。</p> <p>(指摘)</p> <p>極めて卑劣な犯罪ですから、絶対に許すことのないようにしていきたいと思えます。</p>	<p>(学校教育監)</p> <p>性暴力の被害対策についてであります。性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いことから、学校での性に関する適切な指導を行うことは重要でございます。</p> <p>こうしたことから、各学校では、教育活動全体を通じて、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進し、子どもの発達の段階に応じ、例えば、自分の身を守ることの重要性や、嫌なことをされたら訴えることの必要性、性犯罪の被害に遭わないための対応など、性暴力や性被害の予防及び対処について学ぶ「生命(いのち)の安全教育」に取り組んでおりまして、児童生徒の性被害防止等に向けた意識の醸成につながっているものと考えております。</p> <p>道教委では引き続き、国の教材等を活用した実践や、警察や保健師等と連携した実践などを取りまとめた事例集を作成し、各学校に配付するなどして、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>生徒指導・学芸課</p>
<p>二 教職員の懲戒処分等について</p> <p>(一) 教職員の懲戒処分の状況について</p> <p>本委員会に提出された「道職員、教職員及び警察職員による不祥事故一覧」では、刑法犯や道路交通法違反など8件が報告されております。</p> <p>過去5年間における教職員の懲戒処分の状況について伺います。</p>	<p>(法制・公務管理担当課長)</p> <p>教職員の懲戒処分の状況についてであります。札幌市を除く公立学校教職員の懲戒処分の件数は、平成30年度が103件、令和元年度が78件、2年度が48件、3年度が66件、4年度が53件で、5年間の合計が348件となっております。</p> <p>また、懲戒処分となった348件のうち、免職は39件、停職は37件、減給は124件、戒告は148件となっております。</p>	<p>総務課</p>
<p>(二) わいせつ事案の状況と処分内容について</p> <p>近年、性暴力に対する社会的関心が高まる中で、教職員による性暴力が未だに根絶されていない状況を非常に憂慮しております。過去5年間において児童生徒に対するわいせつ事案の状況と処分内容についてお示しください。</p>	<p>(法制・公務管理担当課長)</p> <p>わいせつ事案の状況などについてであります。札幌市を除く公立学校教職員の児童生徒に対するわいせつ事案で懲戒処分となった件数は、平成30年度が6件、令和元年度が7件、2年度が3件、3年度が3件、4年度が2件で、5年間の合計が21件となっております。</p> <p>また、懲戒処分となった21件の処分量定は、すべて免職となっております。</p>	<p>総務課</p>
<p>(三) 不祥事に対する認識とこれまでの対策の課題について</p> <p>文科省の2019年度の調査によりますと、本道の対教職員数に占める懲戒処分の割合は全国平均と比べては低くなっており、懲戒処分の件数も減少はしてきています。しかし、飲酒運転や性暴力などの不祥事は、教育の場で1件でもあってはならない訳です。</p> <p>道教委は、これまで不祥事防止に関し、数次の対策を行ってきたと承知をしておりますが、未だ不祥事が続く現場に対する認識と、これまでの対策の課題についてどう分析しているかお聞かせください。</p>	<p>(法制・公務管理担当課長)</p> <p>不祥事に対する認識などについてであります。学校教育は、保護者や地域の方々の協力の上に成り立っており、教職員や学校に対する信頼を大きく損なうわいせつ行為などの不祥事が後を絶たない状況は、極めて深刻であると認識しております。</p> <p>これまで、教育局が主催する管内コンプライアンス会議や各学校の校内研修などにおいて、未然防止に向けた取組を行ってまいりましたが、不祥事が繰り返し発生しており、事案のより詳細な検証を踏まえた一層の取組が必要と考えております。</p> <p>こうしたことから、道教委としては、事案ごとに発生原因の検証を行い、不祥事防止対策官が、各市町村教育委員会などが主催する研修会において、不祥事防止策などの講義を行っているほか、わいせつ事故防止のための研修資料や飲酒運転防止のための手引きを作成するなど、再発防止に向けた取組を進めているところでございます。</p>	<p>総務課</p>
<p>(四) 児童生徒の性行為等についての判断について</p> <p>今答弁にあった、不祥事防止対策官が中心となって作成した、「学校におけるわいせつ事故防止方策」の中で、わいせつ事案発生原因等について「児童生徒は性行為等についての判断が未熟であり、仮に同意があったとしても、教職員の立場で未熟な児童生徒を利用したことになること」等の分析を行なうと答弁されておりました。本当に決して許されないことだというふうに思います。</p> <p>そもそもですね、この「児童生徒は性行為等についての判断が未熟」であるとするならば、これまで</p>	<p>(指導担当局長)</p> <p>性に関する指導についてであります。各学校では、児童生徒の性に関する正しい理解と、適切に行動することができる態度などを育成するため、学習指導要領に基づき、保健体育科の授業において指導を行うとともに、教育活動全体を通じて、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、子どもたちの発達の段階に応じて、性犯罪の被害に遭わないための対応など、性暴力や性被害の予防及び対処に関する学習を行っております。</p> <p>今後においても、児童生徒が、性暴力の加害者、被</p>	<p>健康・体育課 (総務課)</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>正しい性教育を行なってこなかった道教委にも責任の一端があるのではないかと考えるわけです。こうした分析の中で、道教委の姿勢に問題はなかったのか、お聞きします。</p> <p>(再質問) 十分にやってきたという答弁のように聞こえるんですけどね。本当に身に付いて理解されているのかどうかというと、不十分だという認識に立って、次の対策を考えていくべきだと思います。</p> <p>今は、ネット上の情報で誤った判断をするなど、加害者に利用されるリスクが非常に高まっています。性加害から児童生徒を守るために、こうした観点からの対策及び今後の対策というのも必要ではないかと考えるのですけれども、どのように取り組むのか伺います。</p> <p>(意見) 国の研修資料などの紹介ではね、イラストを使ったり具体的に書かれているんですけど、学校でもやっぱり具体的にどうやって指導するかということが課題だと思いますので、その点について新たに取組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>(五) 若年層の性暴力被害に関するアンケート結果の受け止めについて 内閣府の男女共同参画局が実施した「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」によりますと、性交を伴う性暴力の被害特徴として加害者が教員であったり、先輩であったり、同級生など学校関係者であることが最も多かったという結果が出ております。この現実を、道教委はどう受け止めているのでしょうか。</p> <p>(意見) 性犯罪の罪深さというのは、親しい人、優しい人による被害だけに、その罪深さが本当に深いんだと思います。信頼が裏切られることから、受ける傷というのが甚大な訳ですね。そうした中で、被害にあたった児童生徒の影響を考えるとすることは不可欠であると考えます。</p> <p>(六) 性暴力の被害児童生徒への影響について 性暴力被害にあった児童生徒は、なぜ誰にも言えないのか。どのような影響を受けているとお考えなんでしょうか。また、道教委ではどのようにフォローしているのか伺います。</p> <p>(指摘) 被害の受け止めは、認識を改めていく必要があるというふうに申し上げておきたいと思います。</p>	<p>害者、傍観者にならないようにするため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを、正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることができるよう各学校に対し、指導助言してまいります。</p> <p>(指導担当局長) 性に関する指導についてであります。道教委では、これまで、性に関する指導の充実に向けて、「健康教育推進研修会」等を開催し、児童生徒の発達段階に応じた実践事例の発表を通じた情報交換等を行うほか、医療や警察をはじめ、性暴力被害者の支援団体等と連携した講義を行うなど、教職員の理解の深化と指導力の向上に努めてきました。</p> <p>今後は、国の「若年層の性暴力被害予防月間」における取組の実施等を通じて、SNS利用に起因する性被害やデートDVなど、若年層の様々な性暴力への理解が図られるよう、各学校への指導に努めてまいります。</p> <p>(総務政策局長) アンケート及びヒアリング結果の受け止めについてでございますが、令和4年3月に、国が委託した民間のコンサルティング会社から公表された「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」におきまして、性暴力の加害者として最も多いのは、通っていた又は、通っている学校・大学の教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者などで36%となっております。</p> <p>教職員のわいせつ行為は、学校教育に対する保護者や地域の信頼を著しく失墜させる決して許されない極めて卑劣な行為であり、根絶に向けた取組が必要と考えております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 性暴力被害についてであります。国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、教師など自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けるなどの場合には、被害を他人に言えない状況があると示されております。</p> <p>また、性的被害に遭遇した児童生徒は、心的外傷後ストレス障害PTSDを引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、慎重な対応が求められると認識しております。</p> <p>道教委では、性暴力被害の事案が発生した際は、学校においては、被害児童生徒の二次被害の防止やプライバシーの保護を徹底するとともに、早期に警察や性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH(さくらこ)」などの専門機関等と連携して対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校での組織的対応を支援するとともに、児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて取り組むよう学校や市町村教育委員会に指導助言しております。</p>	<p>健康・体育課</p> <p>総務課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(七) 性暴力の正しい理解について 道教委は、「わいせつ行為等に係る校内研修資料を作成して、各学校において活用する指導をしてきた」とこれまで答弁しております。ところが、今年度の初任段階研修や公立高等学校新任校長研修会実施要項を確認したところ、「信用失墜行為の禁止」や「わいせつ事故の防止」というスライドは存在するものの、性暴力について正しい理解ができる内容とは到底言えず、浅い内容と言わざるを得ません。 性暴力根絶のために、また加害者とならない取組が大前提であります。そのためには、性暴力とはどのような行動が該当するののかということを理解することが必要です。今年改正された性暴力に対する法改正の内容は、対策に反映されているのか。 また、児童生徒が異性について正しく知ることや教職員が互いの意思を尊重できる性教育の実践や研修をすることが効果的だと考えますけども、こうした研修等の必要性を道教委はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>(教育部長) 性暴力根絶のための取組についてであります。本年7月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が改正され、国から、法の趣旨の再確認と厳正な処分の徹底が示されたところであります。 道教委では、これまでも児童生徒に対する性暴力等について、法改正で示された被害を受けた児童生徒の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、懲戒処分の対象としてきておりまして、法改正後も厳正に対処してきております。 国が本年3月に決定した「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」において、「教職員等への研修の充実」が示されたことや、本年7月に成立した法律において教育職員等に対する研修・啓発の取組の徹底が掲げられたことから、道教委では、法や方針等の趣旨を踏まえ、性に関する指導や、「生命(いのち)の安全教育」に関する教職員研修に取り組む必要があると考えております。</p>	<p>総務課 健康・体育課 生徒課・教務課</p>
<p>(再質問) 法改正の内容の理解を深めるといことは、これからののだということだと思いますけども、やはりこの法改正の内容というのは非常に重要ですから、理解を深めて、性暴力の認識の変化ということに関しても併せて研修に反映させていく必要があると考えるのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>(教育部長) 性暴力根絶のための取組についてであります。本年7月に改正された「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を踏まえ、改正法の趣旨や、国の方針等の理解の徹底を図るため、道教委といたしましては、各学校の校内研修で活用できる「わいせつ事故防止のための資料」の一層の充実を図るほか、管理職や教員、養護教諭等を対象とした「健康教育推進研究協議会」をはじめ、生徒指導に関する各種研修等を活用しながら、教職員の理解増進と各学校における性に関する指導力の向上に努めてまいります。</p>	<p>総務課 健康・体育課 生徒課・教務課</p>
<p>(八) 不祥事根絶に向けた対策について これまでの不祥事防止対策の取組にも課題が残っていることもわかりましたし、何より長時間労働や過密な職務によるストレスを低減して、対策のアップデートをしていかなければならないと考えます。既存の施策の延長にとどまってはいけない訳です。 とりわけ性暴力については、近年大きな社会問題となっておりまして、道民の関心も高いものがあります。わいせつ事案や性暴力は、一刻も早くゼロにしていかなければなりません。不祥事防止対策においても、教育の根本である人権教育の充実を位置付けて、性暴力はじめ教職員の不祥事根絶に向け実効ある対策をどう強化するのか、教育長に伺います。</p>	<p>(教育長) 不祥事根絶に向けた対策についてであります。児童生徒を指導する立場にある教職員によるわいせつ行為などの不祥事は、決して許されない極めて卑劣な行為で、教職員や学校、教育行政全体の信頼を損ない、学校運営にも大きな支障を与えることとなる。 このため、道教委では、不祥事防止対策として、各種会議や研修会等において、注意喚起や啓発などを行うほか、通知・通達を発出し、綱紀粛正を強く求めるとともに、不祥事根絶ポータルサイトの開設、校内研修資料やリーフレットの配付などにより、繰り返し高い倫理観や崇高な使命感が求められる教育公務員としての自覚を深めるよう努めてきたところであります。 今後とも、こうした取組を通じて、あらゆる不祥事の防止に向けて、コンプライアンスの確立や服務規律の厳正な保持に取り組んでまいります。</p>	<p>総務課</p>
<p>(指摘) 魂の殺人といわれる性暴力は許さないという声は社会を変えてきました。子どもたちにもそうした力を付けていく実践を求めて、次の質問に移ります。</p>		
<p>三 特別支援教育等について (一) 特別支援学校・学級の教員の推移について 特別支援教育等についてです。はじめに、過去5年分の特別支援教育を担う特別支援学校と支援学級の教員配置数の推移をお示し願います。</p>	<p>(教育政策課長) 各年度の4月1日現在の教員の配置数の推移についてでございますが、道立特別支援学校では、平成30年度は3,285名、平成31年度は3,316名、令和2年度は3,306名、令和3年度は3,316名、令和4年度は3,288名となっております。5年前と比較してほぼ同数となっております。 また、札幌市を除く道内の公立小・中学校の特別支援学級では、平成30年度は4,643名、平成31年度は4,788名、令和2年度は4,925名、令和3年度は5,069名、令和4年度は5,177名となっております。5年前から年々増加しております。</p>	<p>教育政策課</p>
<p>(二) 教員の欠員状況について 今年7月の予算特別委員会で、特別支援学校・学級の教員未配置問題について伺いました。特別支援学校では21年度当初3人、22年度当初7人、23年度当初は9人と年々未配置が増加しております。また、育休取得後の退職者は、2020年度と21年度はともに</p>	<p>(教職員課長) 育休取得後の退職者の割合についてであります。育休取得者のうち復職せず退職した教員の割合は、道立特別支援学校では、令和2年度は2.9%、3年度2.8%、4年度2.0%であったのに対し、道立高校は、2年度1.8%、3年度1.7%、4年度は該当者なしとなつ</p>	<p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>4名、22年度は3名となっています。これは道立高校に比べて比率が高くなっている訳ですけれど、理由をどうお考えでしょうか。</p> <p>(三) 期限付教員の状況について 欠員状況について伺いましたけれども、これだけではなくて、期限付教員についても多い状況があります。 特別支援学校の期限付教員は、道立高校と比べて高い比率なんですけれども、この3年間の状況を伺うとともに、期限付き教員が多い理由というのをどのように分析しているのか、お聞かせください。</p> <p>(指摘) これらの答弁からですね、障がい者差別に対して合理的配慮に欠ける事態と言わざるを得ないような状況だというふうに指摘したいと思う。これは改善しなければなりません。</p>	<p>ており、特別支援学校の方が、退職した教員の割合が高い状況が見られます。 個々の職員の退職理由の全ては把握していないため、明確な要因は申し上げられませんが、引き続き、退職者の理解を得ながらその理由を適確に把握し、要因の分析に努めてまいります。</p> <p>(教職員課長) 期限付教員の状況についてであります。道立特別支援学校におきましては、病休や産休・育休に係るものを除き、令和3年度は、期限付教員が91人でその割合は2.9%、4年度は105人で3.4%、今年度は119人で3.9%となっているのに対し、道立高校における割合は、3年度1.3%、4年度1.8%、今年度2.2%であり、特別支援学校における割合がより高くなっております。 期限付教員を任用する背景に、採用予定者数に対して、余裕のある登録者の確保が難しい教科等があることは、高校も特別支援学校も共通しておりますが、高校では、あらかじめ学級数を設定し、生徒を募集するのに対し、特別支援学校の小中学部では、1学級の定員が3～6人と少ない中において、市町村教育委員会の就学決定により入学者等が決まるなど、学級数の変動が大きいことも、より期限付教員が多くなる要因の一つになっているものと考えております。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(四) 教員確保対策について 道教委はこれまで特別支援学校・学級の増加、それから慢性的な教員不足、これらが教員欠員の理由のひとつとしてきた訳です。しかし、この困難な状況の中でですね、道教委は特別支援学校・学級の教員確保の困難さというのをどのように認識した上で教員確保についてどのように取り組んできたのか。また今後、不足をどう解消していくのか伺います。</p> <p>(意見) 合理的配慮を実践できるように、しっかりと教員確保に努めていただきたいと思えます。</p>	<p>(教育部長) 教員の確保についてであります。近年、教員志願者の減少などにより、休職や産休、育休などに伴う代替教員などを確保できないことで、校種を問わず欠員が生じており、特別支援学校においても教員志願者が減少しているほか、小中学校では、特別支援学級の増加傾向が続く中、特別支援学校の免許取得者を配置するのが難しい状況も見られます。 このため、道教委では、これまで、様々な媒体の活用による教員の募集や、大学等の協力による潜在的な人材の発掘に加え、免許法認定講習による特別支援学校免許の取得の促進や、特別支援学校と教員養成大学との連携による効果的な教育実習の受け入れなど、特別支援学校や学級を担う人材の拡大に努めてきております。 道教委といたしましては、今後、こうしたこれまでの取組をさらに強化いたしますとともに、学校が、教員にとって意欲と能力を最大限発揮できる職場となるよう働き方改革を着実に進め、教員の確保に努めてまいります。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(五) 聴覚障害教育について 先日、旭川豊学校を訪ねました。聴覚障がいのある幼児児童生徒の教育の現状を様々、厚く伺ってまいりました。 聴覚障がいはコミュニケーションの障がいであって、聞こえの困難によって、情報が正確に伝わりにくく、また、伝えることの難しさというのを感じてきたわけです。聴覚障がいのある幼児・児童生徒の2022年度まで5年間の推移とともに、障がいの原因についても合わせて伺いたいと思えます。</p> <p>(指摘) 通常学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児児童生徒の在籍数を把握していないということですが、これ、後で聞きますけれど、把握をして、専門的で高度な教育を受ける必要があるというふうに思いま</p>	<p>(特別支援教育課長) 聴覚障がい教育についてであります。本道の特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室において、聴覚障がい教育を受ける幼児児童生徒数の推移は、平成30年度355名、令和元年度368名、2年度357名、3年度341名、4年度350名となっています。 なお、通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児児童生徒の在籍数は把握していません。 また、聴覚障がいの原因は、遺伝的素因によるものと、聴覚器官が病的侵襲を受けたものの2つとされています。</p>	<p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>す。</p> <p>(六) 聴覚障害児教育の変遷について 豊学校では、これまで、口の動きを読み取る方法から、現在は手話、音声、文字、スマホアプリ等の様々なツールを使って言葉を中心とする教育がなされ、進学や社会に出てから自立して生活できるように取り組まれていることが、改めて分かりました。 口話中心だった本道の聴覚障がい教育はどのように変化・発展してきたのでしょうか。</p>	<p>(特別支援教育課長) 聴覚障がい教育の推移についてであります。道立の聴覚障がい特別支援学校においては、従前から聴覚口話を基本とした教育が行われ、その後、学習指導要領の改定などを踏まえ、段階的に手話等を活用した教育を推進してきたところです。 現在は、聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用した学習活動を取り入れています。</p>	特別支援教育課
<p>(指摘) ドラマで、スマホアプリ、メールを使ってですね、非常に円滑にコミュニケーションをとっている状況を見ましたので、こうしたことがこれから発展していくのだなというふうに感じました。</p> <p>(七) 手話の上達等について そうはいつでもですね、手話が中心ですから、聾あ者同士のコミュニケーションには手話は不可欠になりますし、これが中心ですが、教職員は初めから手話ができる先生が配置されているわけではありません。どのように手話を学んで、教育活動に取り組んでいるのでしょうか。</p>	<p>(特別支援教育課長) 教職員の手話についてであります。各学校においては、着任後に教員の手話活用能力を高めるため、 ・年度当初に新任者や転入者を対象とした研修 ・年間を通した校内手話研修 ・外部講師を招聘した研修 などを実施し、聴覚障がいのある子どもたちへの指導の充実に取り組んでいます。 また、道教委では、新採用で手話を使える教員や人事異動で手話を活用した指導が可能な教員を適宜、聴覚障がい特別支援学校に配置するよう努めています。</p>	特別支援教育課
<p>(指摘) その状況も伺ってまいりました。本当に皆さん上手になって、上達しておりました。</p> <p>(八) 聴覚障害児教育の選択肢について そうした中で、聴覚障がいのある幼児児童生徒が学ぶ場というのは、豊学校のほかに、特別支援学校・学級、それから先ほど平出委員が質問していましたけれども、インクルーシブの通常学級等教育の場の選択が広がっていますけれども、在籍状況とそれぞれの教育の場の特徴について御説明ください。</p>	<p>(特別支援教育課長) 在籍状況などについてであります。本道における聴覚に障がいのある幼児児童生徒の令和4年5月1日時点の在籍状況は、特別支援学校に197名、特別支援学級に77名、通級による指導を利用している児童生徒が76名です。なお、通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある幼児児童生徒の在籍者数は把握していません。それぞれの教育の場においては、 ・特別支援学校では、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な幼児児童生徒への指導 ・特別支援学級では、同様に話声の理解が困難な程度の児童生徒への指導 ・通級による指導では、同様に話声の理解が困難な程度であるが、通常の学級での学習におおむね参加することができる児童生徒への指導 を実施しており、その際、幼児児童生徒の聴覚障がいの状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を活用しています。</p>	特別支援教育課
<p>(再質問) 情報を受ける側ですけど、通常学級の場合ですね、情報を正しく理解できない場合や、連絡漏れが生じるといふふうに伺ってまいりました。在籍状況を把握してですね、より高度で専門的な研修が必要となるのではないかと考えますけれども聴覚障がいのある子どもに対する必要な配慮のための取組について伺います。</p>	<p>(特別支援教育課長) 通常の学級における指導についてであります。聴覚に障がいのある幼児児童生徒に対しては、聞き取りやすい座席位置や視覚から情報を得られるような教材、ICT機器の活用等が効果的であり、このため、通常の学級での一斉の学習活動に参加し、授業内容が分かるような合理的配慮を含む支援が必要です。 道教委では、これまでも初任段階教員研修や道立特別支援教育センターでの研修等において、合理的配慮についての教職員の理解を深めてきており、今後も引き続き、教職員の専門性の向上を図り、聴覚に障がいのある幼児児童生徒の支援の充実に努めてまいります。</p>	特別支援教育課
<p>(九) 教育相談について それでは、就学進学の選択にあたってですね、どのように教育相談にあたられているのでしょうか。</p>	<p>(特別支援教育担当局長) 教育相談についてであります。道立特別支援学校において、就学や進学に関して教育相談を行う場合は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談を実施するよう努めております。 また、本人及び保護者が就学先について考え、合意</p>	特別支援教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(十) 聴覚障害児の専門的な教育について 具体的に経験することが非常に重要だというふう に思いました。 聴覚障がいやコミュニケーション障がいだとい うことは繰り返し申し上げておりますけれども、その 場合ですね、先ほども紹介しましたけれども、先生 の方を見て授業を受ける場合は、情報を十分に分か るということですが、休み時間など、多くの 声聞こえる中では、聞こえの程度にかかわらず、 聞き取りにくくなるという特徴があるということ です。情報が聞こえているようで聞こえていない状 況が生まれ、本人は聞こえていなくても、一部でも 聞こえていると「聞こえているかい。」と聞いた場 合、「聞こえている。」というふうに認識するそう なんですね。なんとなく聞こえているように見 え、見真似で対応することもあるということで、 通常学級、インクルーシブ教育の場では、特に注 意をしないと聞こえの判断を見誤ることになり かねません。 聾学校で「言葉を入れる」という表現をされて おりますけれども、聴覚障がいのある子どもの成 長過程で、言葉を理解し身に付けることの難し さとそれから重要さというのを同時に実感して まいりました。 聾学校で取り組んでいる専門的な教育の意 義、それに伴う成長、社会に出るまでに身に 付ける力を、道教委はどのように把握して、 教育相談等の場面で保護者に伝えているの か伺いたいと思います。</p>	<p>形成を図りながら学びの場を選択することが できるよう、早期からの学校見学会や体験入 学などによる学びの場についての情報提供を 行うとともに、教育的ニーズを整理し、必要 な支援の内容を検討するなど、子どもや保護者 に寄り添った対応に努めております。 (学校教育監) 専門的な教育の意義などについてありますが、 聴覚障がいのある幼児児童生徒への教育にお いては、自立や社会参加に向けた主体的な取 組を支援するという視点に立ち、一人一人の 教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め 、生活や学習上の困難を改善又は克服するた め、適切な指導及び必要な支援を行うこと が重要であり、こうした認識のもとで教育活 動が行われることに意義があると考えており ます。このため、聴覚障がいのある子どもに 対し、体験的な活動を通して、学習の基盤と なる語句などについて、的確な言語概念の形 成を図り、思考力の育成に努めるなど、障が いの状態や特性及び心身の発達の段階等を 十分考慮した指導を通じて子どもの見取りを 行い、こうした考え方や教育内容について、 教育相談等の機会を活用して保護者に伝え るよう努めております。</p>	特別支援教育課
<p>(十一) 教育入舎、緊急入舎等について 寄宿舎があるために、遠隔地だけではなくて 市内の子どもも教育的入舎が可能となります。 保護者の出産などで通学が困難な場合、計 画的に教育入舎を予定してですね、自立した 生活の経験もできるものと聞いてきました。 寄宿舎の教育的意義を認めている道教委にお いて、遠隔地という理由だけではなくて、柔 軟な対応で寄宿舎の教育的意義を發揮でき るよう対応すべきではないかと考えますが、 いかがでしょうか。</p>	<p>(特別支援教育課長) 特別支援学校の寄宿舎についてありますが、 寄宿舎は、居住地が学校から遠隔地にある などの理由で通学が困難な幼児児童生徒等 が利用しており、また、将来の自立と社会 参加に向けた基本的な生活習慣や社会性を 身に付けるとともに、家庭的な雰囲気の中 、集団生活を通して人格形成を図ることが できるなど、重要な生活の場としての教育 的意義を有するものと考えています。 寄宿舎への入舎など寄宿舎の管理に関する 事項は、北海道立特別支援学校学則におい て、校長が定めることとされており、寄 宿舎の利用については、居住地や保護者の 要望等を踏まえながら、入舎の可否を検 討しています。 各学校においては、幼児児童生徒の障が いの状態や保護者の登下校の送迎に係る負 担など、個々の状況を十分考慮し、可能 な限り幼児児童生徒や保護者に配慮した 対応を行っています。</p>	特別支援教育課
<p>(十二) 乳幼児療育事業について 乳児期など、早期に難聴を発見できること と、それから、早期療育ができるようになって いると聞いております。 2022年度までの聾学校で行われている乳 幼児療育事業の利用状況をお示し願いま す。</p>	<p>(特別支援教育課長) 乳幼児療育事業についてありますが、この 事業は、聴覚に障がいのある乳幼児とその 家族が、身近な地域において適切な相談 支援や療育を受けることができるよう、道 保健福祉部と連携し実施しており、令和 4年度は、道内6校の聴覚障がい特別支 援学校において、0歳児から2歳児まで の乳幼児、延べ123名の利用があり、 例年においても、延べ100名を超える利 用があります。</p>	特別支援教育課
<p>(十三) 聾学校の役割について 聾学校に蓄積された専門性に基づく教育 というの、今の乳幼児療育事業でも發 揮をされており、大変感動しました。 先生方も自ら手話を学び、児童生徒 の教育に当たる先生たちによって熱意 をもって取り組まれていることが分か りました。今後も継続して聴覚障 害児の教育が一層進むよう道教委 としてどのように取り組んでいく のか、教育長の見解を伺い、 私の質問を終わります。</p>	<p>(教育長) 聴覚障がい特別支援学校の役割など についてありますが、聴覚障がい のある幼児児童生徒一人一人が、 障がいによる学習上又は生活上の 困難を主体的に克服をし、自立 と社会参加を図るためには、必 要な知識・技能や思考力、判断 力、表現力等を育成することが 必要であり、道内において、 高い専門性を有する聴覚障 がい特別支援学校の果たす 役割は重要と認識をして おります。 道教委では、今後も引き続き、 聴覚障がい教育の質の維持 や向上に向け、道内の聴 覚障がい特別支援学校</p>	特別支援教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
	<p>において、音声、手話などの多様なコミュニケーション方法の活用やICT機器を使用した取組など、指導方法の改善につながる研修の充実に取り組むとともに、子どもたち一人一人の能力や可能性を伸ばさせることができるよう指導の充実を図り、聴覚障がいのある子どもたちへの支援の充実に努めてまいります。</p>	